

令和8年度雇用保険料率関係告示案 関連資料

雇用保険制度の財政運営について（案）

雇用保険二事業の剰余の取扱い

- 雇用保険二事業による失業等給付からの借入額については、着実に返済を進めつつ、今後の景気動向への備えなどの観点から雇用安定資金の積立も行っていく必要。
- そのため、令和7年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、**当該剰余の2分の1を雇用安定資金に組み入れ、剰余の2分の1を失業等給付の積立金に繰り入れること**としてはどうか。

令和8年度の雇用保険料率

(破線部分が告示案関係部分)

【失業等給付の雇用保険料率】

- 令和6年度決算を踏まえた弾力倍率は2を超えており、令和8年度の失業等給付の保険料率は、本則の0.8%から0.4%まで引き下げが可能な状態となっている。
- 保険料率の設定に当たっては、足下の受給者実人員の増加等も踏まえつつ、安定的な財政運営と保険料負担軽減の両立を図ることが重要であり、こうした点から、令和8年度以降の財政運営試算の結果を踏まえ、令和8年度の失業等給付の保険料率は、**0.6%（本則（0.8%）から0.2%、令和7年度（0.7%）から0.1%の引き下げ）**としてはどうか。

【育児休業給付の雇用保険料率】

- 令和6年度決算を踏まえた弾力倍率は1.2を超えており、令和8年度の保険料率は、本則（0.5%）の規定にかかわらず、現在の0.4%とすることが可能となっている。
- 令和8年度以降の財政運営試算の結果を踏まえ、令和8年度の育児休業給付の保険料率は、**現行の0.4%に据え置くこと**としてはどうか。

（参考） 令和8年度の雇用保険料率（案）

	令和7年度	令和8年度（案）
雇用保険料率（全体）	1.45%	1.35%
（内訳）		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.7 %	0.6 %
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4 %	0.4 %
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

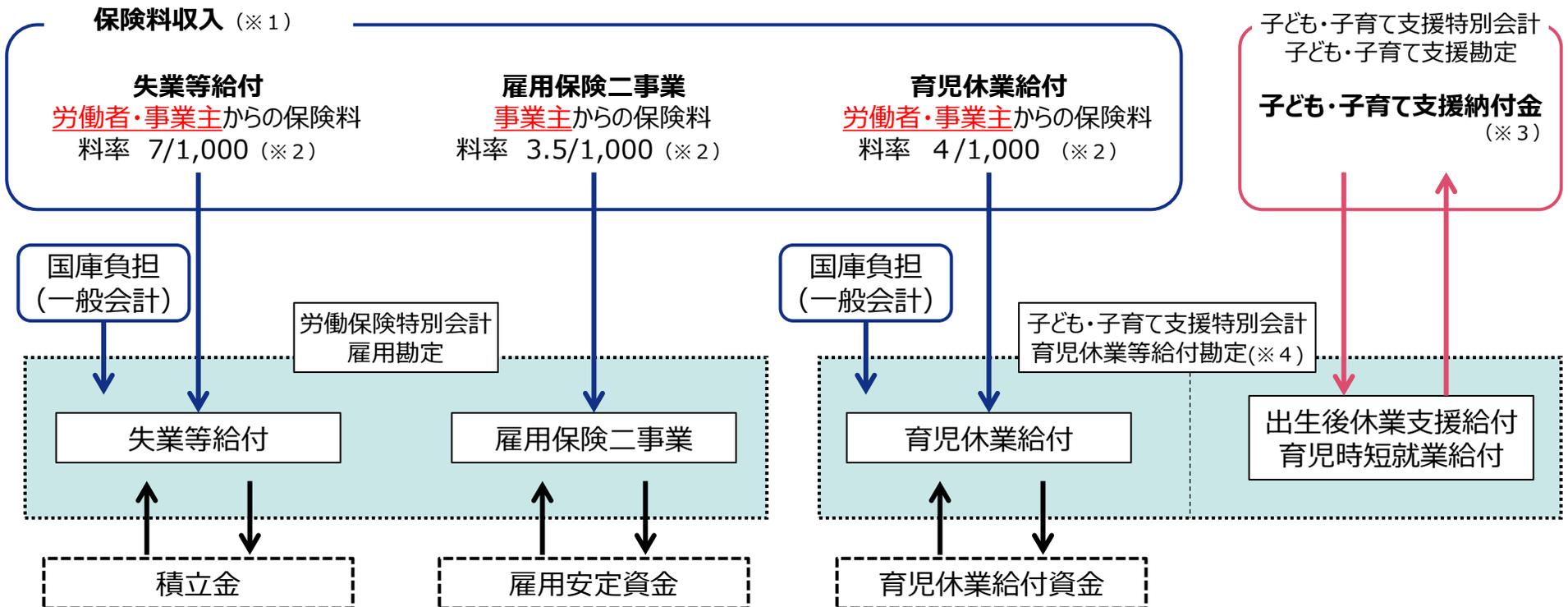
- （注1） 失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。
- （注2） 失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和6年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、本則（0.8%）から0.2%引き下げ、0.6%とする（令和7年度（0.7%）から0.1%の引き下げ）。
- （注3） 育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）により、令和7年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和6年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、0.4%に引き下げ、現在と同じ保険料率とする。
- （注4） 二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなっており、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和6年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。

(参考資料)

- ①財政運営（失業等給付・雇用保険二事業）について
- ②財政運営（育児休業給付）について

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付・雇用保険二事業・育児休業等給付を実施。失業等給付・雇用保険二事業を労働保険特別会計の雇用勘定で、育児休業等給付を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定で経理。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付が労働者・事業主折半、雇用保険二事業が事業主のみ。
- 出生後休業支援給付・育児時短就業給付は、子ども・子育て支援納付金が財源。



※1 労働保険料として、労災保険料と併せて労働保険特別会計徴収勘定に納入され、同特別会計雇用勘定に繰り入れられる。

※2 令和7年度の保険料率。毎年度の財政状況に応じて弾力的に変更できる仕組みとなっている。

※3 令和7年度は、子ども・子育て支援納付金の収納開始（令和8年度～）前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用。

※4 育児休業等給付勘定の中において、雇用保険料は育児休業給付のみに、子ども・子育て支援納付金は出生後休業支援給付及び育児時短就業給付のみに、充てられる。

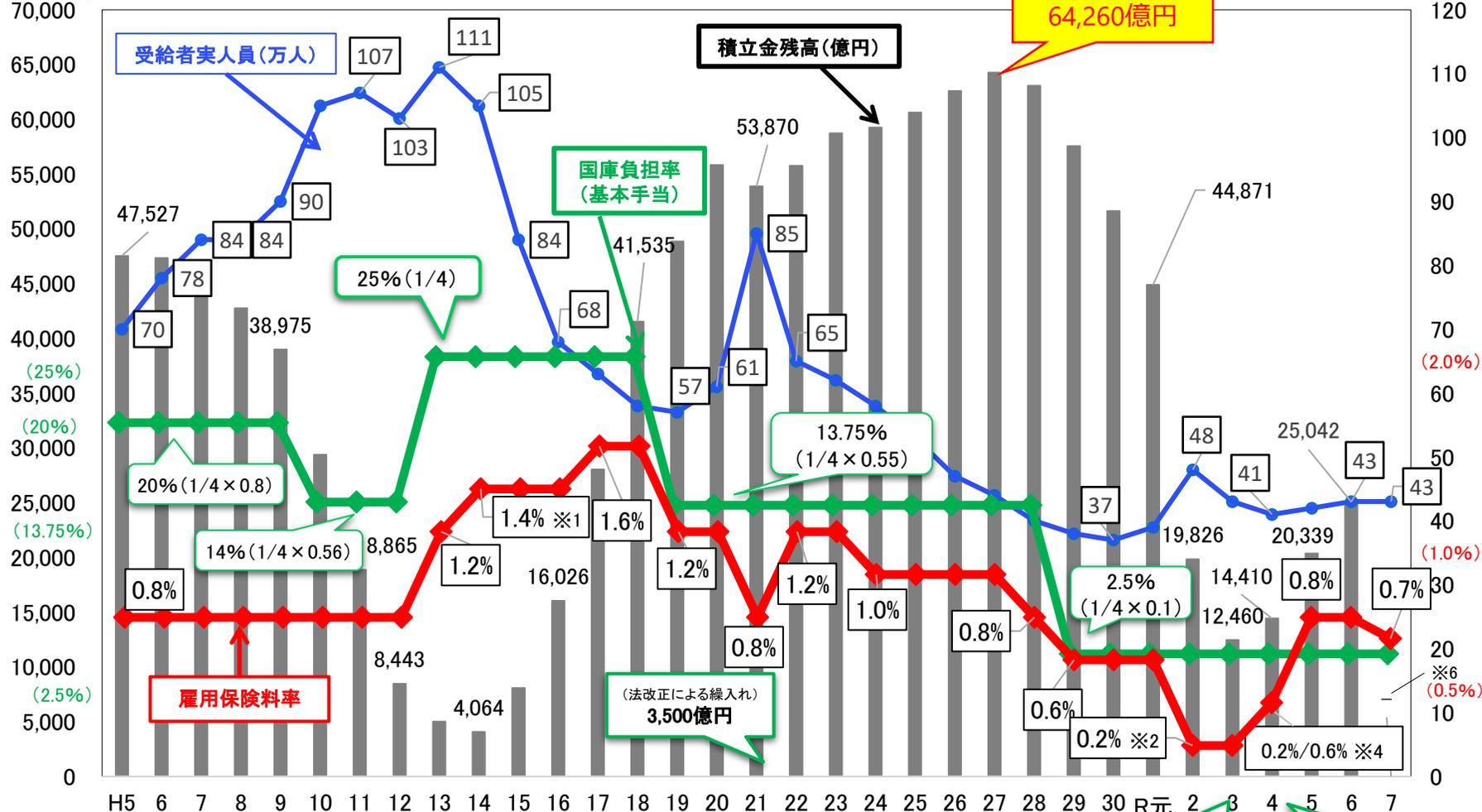
失業等給付に係る雇用保険料率、 国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移

積立金(億円)

(基本手当の国庫負担率(%))

実人員(万人)

(保険料率(%))



※1 平成14年度は10月から弾力条項により0.2%引上げ。

※2 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率(0.4%)を切り離している。

※3 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。

※4 令和4年度の保険料率は、4~9月=0.2%、10~3月=0.6%であり、平均して0.4%としている。

※5 令和4年度以降の国庫負担割合は、雇用情勢及び雇用保険の財政状況に応じて1/4又は1/40(別途一般会計からの繰入も可能)であり、令和7年度は1/40。

※6 積立金残高は、令和6年度までは決算額。令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは、令和8年度の予算編成過程において決定するため、「積立金残高」欄は「-」としている。

〈令和3年度補正予算による繰入れ〉
1.7兆円

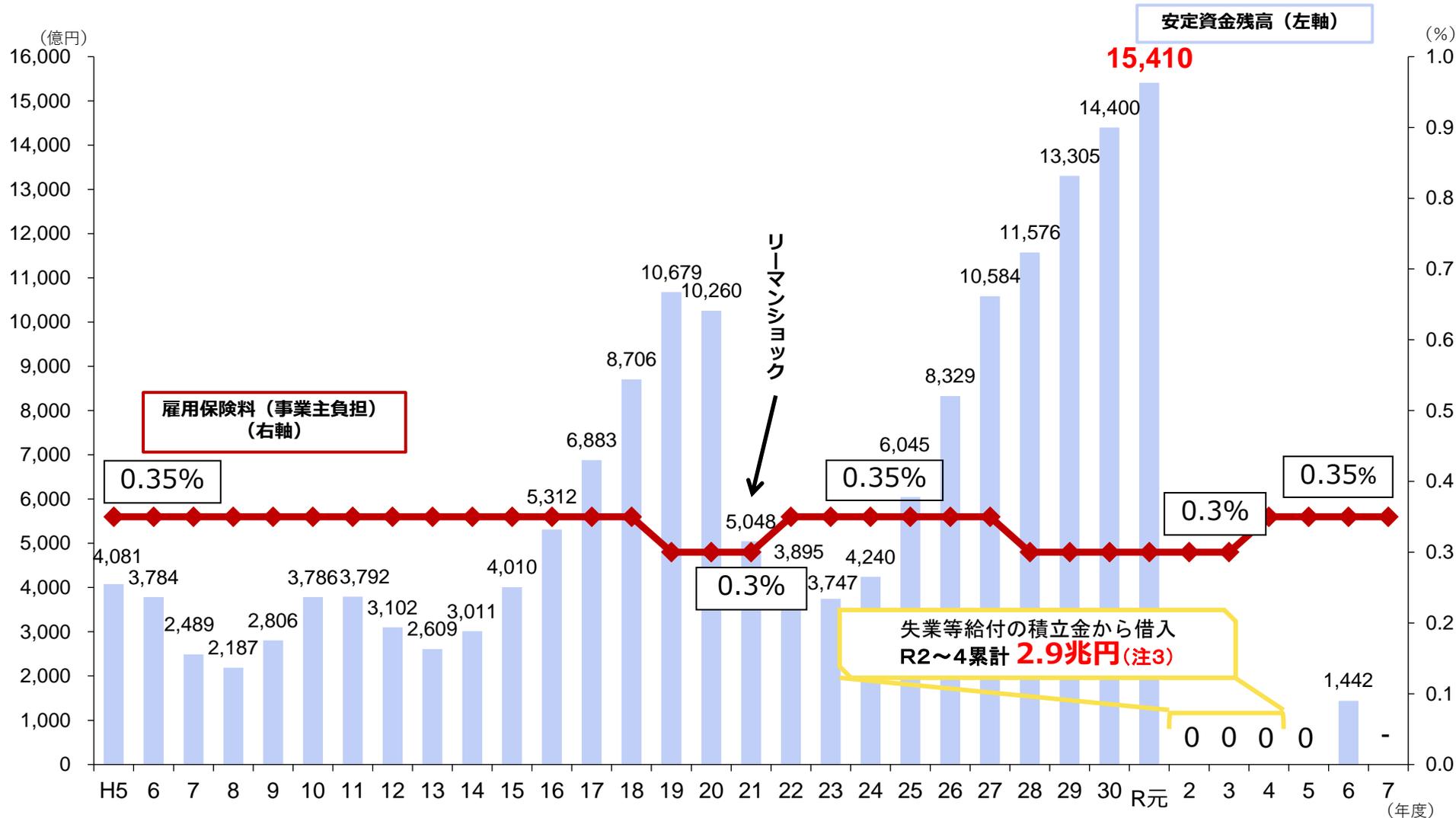
〈令和4年度第2次補正予算による繰入れ〉
0.7兆円

雇用安定資金残高及び 雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移

職業安定分科会雇用保険部会（第208回）

資料

令和7年12月19日



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円)を織り込んでいる。

(注3) 令和6年度までは決算額。令和7年度に生じる剰余金の扱いは、令和8年度の予算編成過程において決定するため、「安定資金残高」欄は「-」としている。

労働保険特別会計雇用勘定における 失業等給付関係の収支状況

職業安定分科会雇用保険部会（第208回）

資料

令和7年12月19日

（単位：億円）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 収支イメージ	8年度 要求
収入	4,087	21,600	15,453	16,167	16,954	1.58兆円	1.59兆円
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801	15,885	16,686	1.52兆円	1.55兆円
うち 失業等給付に係る国庫負担金	230	17,550	7,444	185	183	0.02兆円	0.02兆円
支出	15,180	14,520	12,913	13,450	13,692	1.56兆円	1.55兆円
うち 失業等給付費	13,826	13,093	11,552	11,931	12,165	1.34兆円	1.31兆円
差引 剰余	▲ 11,094	7,080	2,540	2,717	3,261	0.03兆円	0.04兆円
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 （実際の支給額）	▲ 13,951 (30,094)	▲ 14,447 (22,373)	▲ 590 (8,186)	0	0	0	0
雇用安定事業費からの 返 還	0	0	0	3,212	1,442	-	-
積立金残高 （雇用安定事業費へ貸出計）	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)	25,042 (14,039)	- (-)	- (-)

（注）1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額（翌年度繰越額含む）。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額。

2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。

3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「雇用安定事業費へ貸出累計」から控除している。

5. 令和7年度及び令和8年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは、各々の予算編成過程において決定するため、「雇用安定事業費からの返還」「積立金残高」欄は「-」としている。

6. 数値は、それぞれ四捨五入している。

労働保険特別会計雇用勘定における 雇用保険二事業関係の収支状況

職業安定分科会雇用保険部会（第208回）

資料

令和7年12月19日

（単位：億円）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収 入	26,900	32,664	14,187	8,558	7,815
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	6,975	7,326
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0	0
うち 積立金より受入 （借り入れ）	13,951	14,447	590	0	0
支 出	42,310	32,664	14,187	5,346	4,931
うち雇用調整助成金等 （うち翌年度繰越 6,687）	36,782	27,333 （うち翌年度繰越 4,960）	8,845 （うち翌年度繰越 659）	557	165
（雇用調整助成金）	36,374	26,613	8,356	531	165
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	4,789	4,766
差 引 剰 余	▲15,410	0	0	3,212	2,884
積 立 金 へ 返 還	0	0	0	3,212	1,442
安 定 資 金 残 高 （積立金からの借り入れ累計額）	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)	1,442 (14,039)

7年度 収支イメージ	8年度 要求
0.82兆円	0.81兆円
0.76兆円	0.77兆円
0	0
0	0
0.64兆円	0.64兆円
130億円	145億円
0.63兆円	0.62兆円
0.17兆円	0.18兆円
-	-
-	-
(-)	(-)

（注）1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額（翌年度繰越額含む）。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額。

2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、

令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。

3. 令和6年度の数値には、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰入れられた残余の返還額は含まれていない。

4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「積立金からの借り入れ累計額」から控除している。

5. 令和7年度及び令和8年度に生じる剰余金の扱いは、各々の予算編成過程において決定するため、「積立金へ返還」「安定資金残高」「積立金からの借り入れ累計額」欄は「-」としている。

6. 数値は、それぞれ四捨五入している。

大臣折衝事項（令和6年12月25日）（抄）

8. その他

（4）労働

雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額（2.9兆円）については、1兆円の控除を行い、残りの1.9兆円については、毎年度の雇用保険二事業の剰余金により返済を行うこととする。

当該控除については、特別会計法附則第20条の3第8項の規定に基づき、雇用勘定の財政状況及び雇用保険二事業の実施の状況を勘案するとともに、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、令和2年度から講じられた雇用調整助成金の特例措置が、

- ・ 国による全国的な休業要請などの未曾有の危機時における政策判断として、失業等給付の積立金の活用（雇用保険二事業への繰入れ）を含む前例のない雇用維持策であって、同特例措置が相当程度の失業を予防し、もって求職者給付等の代替機能を一定程度果たしたとみられること、
- ・ こうした特例措置による対応が令和3年度以降にまで長期間にわたって延長されることにより積立金から雇用保険二事業への繰入れも継続された結果、同年度以降において雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入れが発動され、当該任意繰入れの果たした役割を踏まえた負担の調整が行われる必要があること、
- ・ さらには、雇用保険二事業に組み入れられた失業等給付の積立金のうち労働者が拠出した保険料に相当する部分については、最優先で保全されるべきであるとの意見を踏まえる必要があること

などを総合的に勘案し特例的な対応として行うものである。

また、毎年度の雇用保険二事業の剰余金の取扱いについては、

- ・ 今後の景気後退等における雇用調整助成金の支給等の急増に備えるため、
- ・ また、近年取り組んできた人への投資や就業調整への対応を含む労働力確保等に引き続き取り組むとともに、賃上げに向けた生産性向上対策等の事業者全体が抱える課題について、雇用保険二事業の対応力を高めつつ、政策的要請に機動的に対応していくため、

毎年度の予算編成過程において、失業等給付の安定的な運営に留意しつつ、検討を行うこととする。

こうした観点から、令和6年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則第20条の3第6項ただし書きの規定に基づき、当該剰余の2分の1を雇用安定資金に組み入れることとし、残余の2分の1を失業等給付の積立金に繰り入れることとする。

雇用保険料率の弾力条項について（失業等給付）

- 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則8/1000（労使折半）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

$$\begin{array}{l}
 2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ可能} \\ \hline \end{array} \\
 \hspace{15em} (\rightarrow -4/1000\text{まで}) \\
 \\
 1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引上げ可能} \\ \hline \end{array} \\
 \left[\text{※ 令和6年度決算額による計算} = 2.69 \right] (\rightarrow +4/1000\text{まで})
 \end{array}$$

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項（※））

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「雇用継続給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内において変更することができる。

注1：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

注2：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

雇用保険料率の弾力条項について（雇用保険二事業）

- 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000（事業主負担）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。（弾力条項）

$1.5 < \frac{\text{（保険料収入 - 二事業に要する費用）} + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$

保険料率
引下げ

(→ -0.5/1000まで)

※ 令和6年度決算額による計算 = 0.54

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第10項及び第11項（※））

- 10 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
- 11 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、二事業費充当徴収保険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

注：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

(※) 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

試算の前提

1. 雇用情勢の前提

- 令和8年度以降の基本手当の受給者実人員は、直近1年間の平均値（44.4万人）をベースとする（次頁以降の「試算①」）。
- なお、令和6年法改正に伴う給付制限緩和の影響を踏まえた見込み値（47.2万人）を用いた試算も行う（次頁以降の「試算②」）。

2. その他試算に当たっての前提

（収入）

- 雇用保険料収入については、令和7年度予算をベースとする。
- 令和6年法改正の影響を加味している。

（支出）

- 失業等給付について、令和8年度以降は令和6年度決算をベースとしつつ令和6年法改正の影響を加味している。
※令和10年10月施行の雇用保険の適用拡大により新たに被保険者となる者は、同年度中は基本手当の受給要件を満たさないため、これによる支出増は令和11年度以降に反映。
- 雇用保険二事業について、令和7年度以降は令和6年度決算をベースに「人への投資」「こども未来戦略」の方針などを加味している。

失業等給付及び二事業の財政運営試算（1）

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.7%を維持

【二事業】

(単位：兆円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収入	0.78	0.81	0.81	0.81	0.83	0.84	0.84	0.84
支出	0.49	0.64	0.64	0.59	0.57	0.53	0.53	0.53
差引剰余	0.29	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.31	0.31
安定資金残高	0.14	0.23	0.32	0.43	0.55	0.71	0.87	1.02
積立金からの借入残高	1.40	1.32	1.23	1.12	0.99	0.84	0.68	0.53
弾力倍率	0.54倍	0.57倍	0.69倍	0.88倍	1.07倍	1.31倍	1.51倍	1.71倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.70	1.58	1.58	1.58	1.61	1.64	1.64	1.64
	支出	1.37	1.51	1.42	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43
	差引剰余	0.33	0.08	0.17	0.17	0.21	0.23	0.21	0.21
	二事業からの組入	0.14	0.09	0.09	0.11	0.13	0.16	0.16	0.16
	積立金残高	2.50	2.67	2.92	3.21	3.54	3.93	4.29	4.65
	弾力倍率	2.69倍	2.37倍	2.84倍	3.12倍	3.48倍	3.82倍	4.06倍	4.40倍
	保険料率	0.8%	0.7%	→					
試算②	差引剰余	0.33	0.08	0.12	0.13	0.17	0.18	0.16	0.16
	弾力倍率	2.69倍	2.37倍	2.64倍	2.87倍	3.17倍	3.46倍	3.65倍	3.94倍

注) R6年度は決算額、R7年度は予算額、R8年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算（2）

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.6%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収入	0.78	0.81	0.81	0.81	0.83	0.84	0.84	0.84
支出	0.49	0.64	0.64	0.59	0.57	0.53	0.53	0.53
差引剰余	0.29	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.31	0.31
安定資金残高	0.14	0.23	0.32	0.43	0.55	0.71	0.87	1.02
積立金からの借入残高	1.40	1.32	1.23	1.12	0.99	0.84	0.68	0.53
弾力倍率	0.54倍	0.57倍	0.69倍	0.88倍	1.07倍	1.31倍	1.51倍	1.71倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.70	1.58	1.36	1.36	1.39	1.41	1.41	1.41
	支出	1.37	1.51	1.42	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43
	差引剰余	0.33	0.08	▲0.06	▲0.05	▲0.01	▲0.00	▲0.02	▲0.02
	二事業からの組入	0.14	0.09	0.09	0.11	0.13	0.16	0.16	0.16
	積立金残高	2.50	2.67	2.70	2.76	2.87	3.03	3.16	3.29
	弾力倍率	2.69倍	2.37倍	2.42倍	2.50倍	2.64倍	2.77倍	2.82倍	2.95倍
	保険料率	0.8%	0.7%	0.6%	→				
試算②	差引剰余	0.33	0.08	▲0.10	▲0.09	▲0.06	▲0.05	▲0.07	▲0.07
	弾力倍率	2.69倍	2.37倍	2.24倍	2.27倍	2.37倍	2.45倍	2.47倍	2.55倍

注) R6年度は決算額、R7年度は予算額、R8年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算（3）

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.5%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収入	0.78	0.81	0.81	0.81	0.83	0.84	0.84	0.84
支出	0.49	0.64	0.64	0.59	0.57	0.53	0.53	0.53
差引剰余	0.29	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.31	0.31
安定資金残高	0.14	0.23	0.32	0.43	0.55	0.71	0.87	1.02
積立金からの借入残高	1.40	1.32	1.23	1.12	0.99	0.84	0.68	0.53
弾力倍率	0.54倍	0.57倍	0.69倍	0.88倍	1.07倍	1.31倍	1.51倍	1.71倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.70	1.58	1.14	1.14	1.16	1.87	1.87	1.18
	支出	1.37	1.51	1.42	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43
	差引剰余	0.33	0.08	▲0.28	▲0.27	▲0.24	0.46	0.44	▲0.25
	二事業からの組入	0.14	0.09	0.09	0.11	0.13	0.16	0.16	0.16
	積立金残高	2.50	2.67	2.48	2.32	2.20	2.82	3.41	3.32
	弾力倍率	2.69倍	2.37倍	2.01倍	1.88倍	1.80倍	3.01倍	3.47倍	2.76倍
	保険料率	0.8%	0.7%	0.5%	→		0.8%	0.8%	0.5%
試算②	差引剰余	0.33	0.08	▲0.32	▲0.31	0.39	0.41	▲0.30	▲0.30
	弾力倍率	2.69倍	2.37倍	1.84倍	1.67倍	2.78倍	3.28倍	2.47倍	2.35倍

注) R6年度は決算額、R7年度は予算額、R8年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算（4）

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.7%を維持

【二事業】

(単位：兆円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収入	0.78	0.81	0.81	0.81	0.83	0.84	0.84	0.84
支出	0.49	0.64	0.64	0.59	0.57	0.53	0.53	0.53
差引剰余	0.29	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.31	0.31
安定資金残高	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.18	0.50
積立金からの借入残高	1.40	1.23	1.05	0.84	0.58	0.27	0.00	0.00
弾力倍率	0.54倍	0.46倍	0.46倍	0.51倍	0.54倍	0.60倍	0.65倍	1.04倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.70	1.58	1.58	1.58	1.61	1.64	1.64	1.64
	支出	1.37	1.51	1.42	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43
	差引剰余	0.33	0.08	0.17	0.17	0.21	0.23	0.21	0.21
	二事業からの組入	0.14	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.27	0.00
	積立金残高	2.50	2.76	3.10	3.49	3.95	4.49	4.97	5.18
	弾力倍率	2.69倍	2.45倍	3.00倍	3.39倍	3.87倍	4.35倍	4.68倍	4.88倍
	保険料率	0.8%	0.7%	→					
試算②	差引剰余	0.33	0.08	0.12	0.13	0.17	0.18	0.16	0.16
	弾力倍率	2.69倍	2.45倍	2.80倍	3.12倍	3.54倍	3.96倍	4.25倍	4.40倍

注) R6年度は決算額、R7年度は予算額、R8年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算（5）

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.6%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収入	0.78	0.81	0.81	0.81	0.83	0.84	0.84	0.84
支出	0.49	0.64	0.64	0.59	0.57	0.53	0.53	0.53
差引剰余	0.29	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.31	0.31
安定資金残高	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.18	0.50
積立金からの借入残高	1.40	1.23	1.05	0.84	0.58	0.27	0.00	0.00
弾力倍率	0.54倍	0.46倍	0.46倍	0.51倍	0.54倍	0.60倍	0.65倍	1.04倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.70	1.58	1.36	1.36	1.39	1.41	1.41	1.41
	支出	1.37	1.51	1.42	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43
	差引剰余	0.33	0.08	▲0.06	▲0.05	▲0.01	▲0.00	▲0.02	▲0.02
	二事業からの組入	0.14	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.27	0.00
	積立金残高	2.50	2.76	2.87	3.05	3.28	3.59	3.84	3.82
	弾力倍率	2.69倍	2.45倍	2.59倍	2.77倍	3.03倍	3.30倍	3.44倍	3.43倍
	保険料率	0.8%	0.7%	0.6%	→				
試算②	差引剰余	0.33	0.08	▲0.10	▲0.09	▲0.06	▲0.05	▲0.07	▲0.07
	弾力倍率	2.69倍	2.45倍	2.40倍	2.53倍	2.73倍	2.96倍	3.06倍	3.01倍

注) R6年度は決算額、R7年度は予算額、R8年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算（6）

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.5%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収入	0.78	0.81	0.81	0.81	0.83	0.84	0.84	0.84
支出	0.49	0.64	0.64	0.59	0.57	0.53	0.53	0.53
差引剰余	0.29	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.31	0.31
安定資金残高	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.18	0.50
積立金からの 借入残高	1.40	1.23	1.05	0.84	0.58	0.27	0.00	0.00
弾力倍率	0.54倍	0.46倍	0.46倍	0.51倍	0.54倍	0.60倍	0.65倍	1.04倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

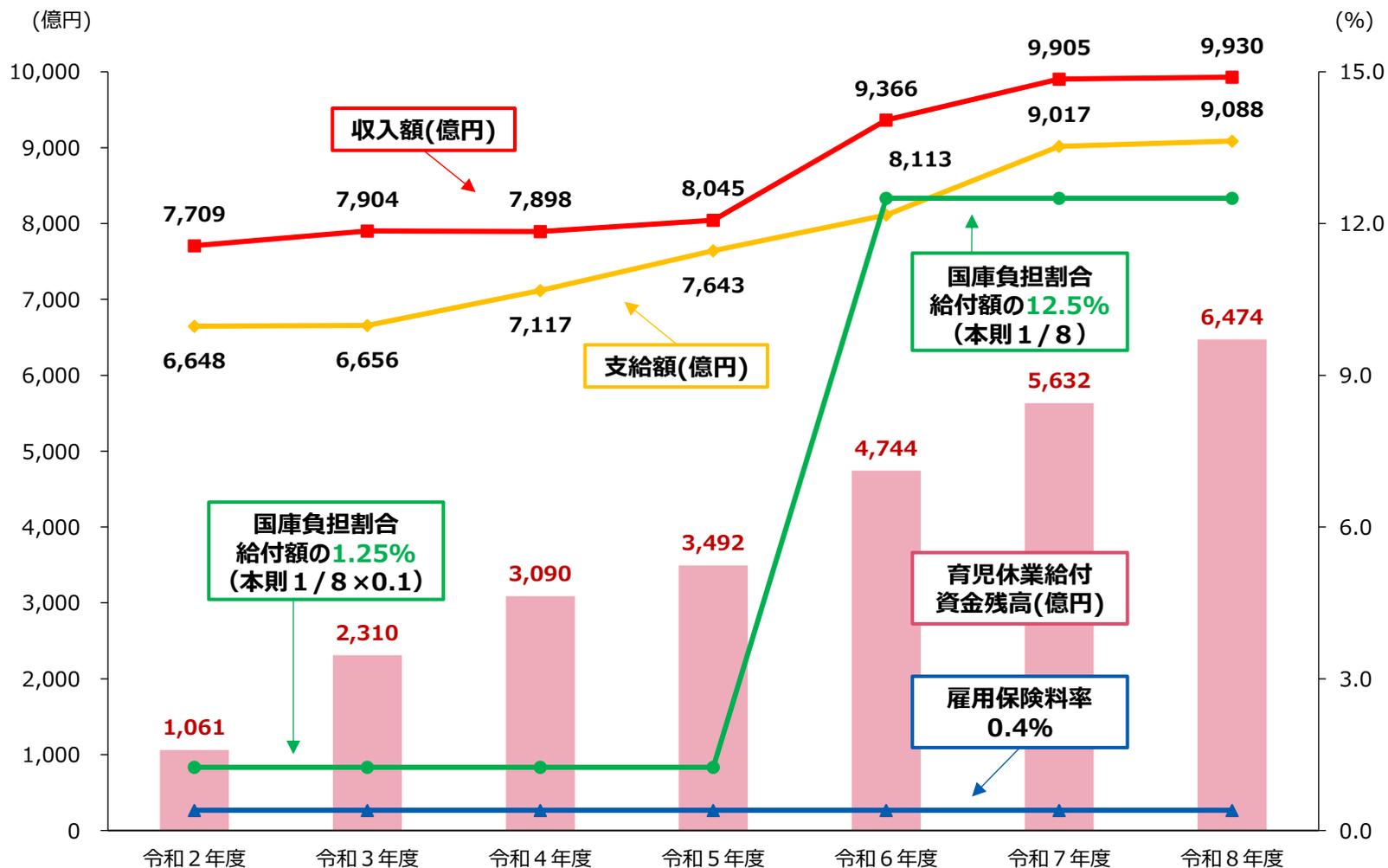
試算①	収入	1.70	1.58	1.14	1.14	1.16	1.18	1.18	1.18
	支出	1.37	1.51	1.42	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43
	差引剰余	0.33	0.08	▲0.28	▲0.27	▲0.24	▲0.23	▲0.25	▲0.25
	二事業からの 組入	0.14	0.17	0.17	0.22	0.25	0.31	0.27	0.00
	積立金残高	2.50	2.76	2.65	2.60	2.61	2.70	2.71	2.46
	弾力倍率	2.69倍	2.45倍	2.17倍	2.14倍	2.19倍	2.25倍	2.20倍	1.98倍
	保険料率	0.8%	0.7%	0.5%	→				
試算②	差引剰余	0.33	0.08	▲0.32	▲0.31	0.39	0.41	▲0.30	▲0.30
	弾力倍率	2.69倍	2.45倍	1.999倍	1.93倍	3.15倍	3.78倍	3.07倍	2.81倍

注) R6年度は決算額、R7年度は予算額、R8年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

(参考資料)

- ①財政運営（失業等給付・雇用保険二事業）について
- ②財政運営（育児休業給付）について

育児休業給付に係る雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和6年度までは、決算値である。

(注2) 令和7年度は、前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額である。令和8年度は概算要求額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している（令和2年の雇用保険法改正）。

子ども・子育て支援特別会計 育児休業等給付勘定の収支状況

職業安定分科会雇用保険部会（第208回）

資料

令和7年12月19日

（単位：億円）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	9,366
うち保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	8,342
うち育児休業給付に係る 国庫負担金	81	79	88	93	1,013
うち子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	-	-	-	-	-
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	8,113
うち育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	7,944
うち出生後休業支援給付	-	-	-	-	-
うち育児時短就業給付	-	-	-	-	-
差 引 剩 余	1,061	1,249	780	402	1,252
育児休業給付資金残高	1,061	2,310	3,090	3,492	4,744

7年度 収支イメージ	8年度 要求
1.07兆円	1.07兆円
0.86兆円	0.88兆円
0.11兆円	0.11兆円
0.08兆円	0.08兆円
0.98兆円	0.99兆円
0.89兆円	0.89兆円
0.02兆円	0.03兆円
0.05兆円	0.05兆円
0.09兆円	0.08兆円
0.56兆円	0.65兆円

- （注） 1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額。
 2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。
 3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について（育児休業給付）

- 育児休業給付については、令和7年度から本則料率5/1000（労使折半）。
- 実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に4/1000に調整する仕組みを導入（弾力条項）。

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入(見立て)} + \text{翌年度の国庫負担額(見立て)} - \text{翌年度の育児休業給付費(見立て)}) + (\text{翌々年度の保険料収入(見立て)} + \text{翌々年度の国庫負担額(見立て)})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}} \rightarrow \text{保険料率を4/1000とすることが可能}$$

(= 当該年度の育児休業給付費 + (翌年度における給付費の伸び(見立て)) + (翌々年度における給付費の伸び(見立て)))

※ 令和6年度決算額による計算 = 1.70

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項（※））

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険料率を千分の四とすることができる。

一 イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

二 翌々年度育児休業給付額予想額

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の規定。

雇用保険部会報告（抄）

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）

7 財政運営について

（2）育児休業給付について

② 保険料

○ 男性育休の大幅な取得増等に伴う育児休業給付の今後の見通しを踏まえ、育児休業給付に係る保険料率については、当面は現行の4/1,000に据え置きつつ、今後の財政悪化に備えて、本則料率を令和7年度から5/1,000に引き上げるとともに、実際の料率は、財政状況に応じて、以下のように弾力的に調整できる仕組みを導入すべきである。その際には、この仕組みの内容を含む今回の財政措置の理解が進むよう、周知を行うべきである。

・「N+2年度の収入」と「N+1年度末の積立金」の合計額（見立て）が、「N+2年度の支出」（見立て）の1.2倍を超える場合、労働政策審議会の意見を聴いた上で、育児休業給付の保険料率を4/1,000とすることを可能とする。また、この仕組みの下で、本部会において、実際の保険料率を弾力的に調整できるかを毎年度丁寧に確認すべきである。

○ なお、本部会で上記の確認を行う際には、併せて、保険料が事業主や労働者に影響を与えるものであることも十分に認識しつつ、財政状況のみならず、人口や出生数、育児休業の取得率や期間、育児休業給付の支給実績等の育児休業給付の現状や見通しに基づいた丁寧な議論を行うべきである。

8 その他

○ 上記のとおり、今般の雇用保険制度の見直し事項は多岐にわたるものとなっている。これらの措置の円滑な施行に向け国民各層へのきめ細かい周知・広報等を行うことはもちろん、施行後においては、データ収集や分析を進め、賃金の上昇や男性の育児休業取得の促進等、それぞれの見直しや給付の創設の趣旨に沿った効果が発揮できているかを適時に検証し、必要な措置を講ずるべきである。また、育児休業給付に係る財政基盤強化策を講じた上で、今後、将来において、育児休業給付の財政状況が安定的に推移することとなった場合においては、育児休業給付の財政状況、一般会計の財政状況等を踏まえ、今般の財政基盤強化策について、必要な見直しを行うこととすべきである。

試算の前提

（収入）

- 雇用保険料収入については、令和7年度予算をベースとする（弾力倍率が「1.2」を超えた場合、機械的に雇用保険料率を0.4%としている）。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

（支出）

- 令和7年度以降については、令和7年度予算をベースに、「こども未来戦略」における男性育休の取得促進目標（男性育休取得率を令和12年に85%とする）などを加味して試算。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

令和7年12月19日

育児休業給付の財政運営試算

(単位：億円)

【収支見込】	R6年度 (決算)	R7年度 (予算)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)	R11年度 (推計)	R12年度 (推計)	R13年度 (推計)
収入	9,366	9,713	9,733	9,782	9,998	10,223	10,288	10,298
支出	8,113	9,026	9,186	9,581	10,007	10,516	11,031	11,110
差引剰余	1,252	687	547	200	▲ 10	▲ 293	▲ 743	▲ 812
資金残高	4,744	5,431	5,978	6,179	6,169	5,876	5,133	4,321

保険料率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
国庫負担	1/8							

弾力倍率	1.70	1.39	1.74	1.56	1.45	1.31	1.34	1.14
------	------	------	------	------	------	------	------	------

- ※1 支出については、令和7年度予算をベースに、「こども未来戦略」において男性育休の取得促進などが掲げられたことなどを加味して試算。
- ※2 弾力倍率が「1.2」を超えた場合、本資料では、機械的に、雇用保険料率を0.4%としている。
- ※3 適用拡大（令和10年10月施行予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。